

議案第11号

北上市介護保険条例の一部を改正する条例

北上市介護保険条例（平成12年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="277 499 376 528">附 則</p> <p data-bbox="219 549 1099 683">（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における第1号被保険者の保険料の減免の特例）</p> <p data-bbox="185 703 1099 1305">第8条 第1号被保険者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている第1号被保険者の保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていた場合に同年2月1日前に納期限が定められているべきものを除く。）を減免する。この場合において、第9条の規定は、適用しない。</p> <p data-bbox="212 1326 1099 1410">(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス</u></p>	<p data-bbox="1227 499 1326 528">附 則</p> <p data-bbox="1169 549 2049 683">（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における第1号被保険者の保険料の減免の特例）</p> <p data-bbox="1135 703 2049 1305">第8条 第1号被保険者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている第1号被保険者の保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていた場合に同年2月1日前に納期限が定められているべきものを除く。）を減免する。この場合において、第9条の規定は、適用しない。</p> <p data-bbox="1153 1326 2049 1410">(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和</u></p>

ス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。

(2) [略]

2 [略]

国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。

(2) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北上市介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

令和3年6月10日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者の介護保険料の減免対象期間について延長するほか、所要の改正をしようとするものである。